

令和5年12月市議会定例会追加議案件名

- 議案第83号 白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第84号 白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第85号 白河市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第86号 白河市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第87号 白河市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第88号 白河市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第89号 令和5年度白河市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第90号 令和5年度白河市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第91号 令和5年度白河市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第92号 令和5年度白河市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第93号 令和5年度白河市下水道事業会計補正予算（第2号）

令和5年12月市議会定例会追加議案要旨

- 議案第83号 白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
福島県人事委員会勧告に準じ、特定任期付職員の給与の改定など、所要の改正をしようとするものであります。
- 議案第84号 白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第85号 白河市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
上2議案については、福島県人事委員会勧告に基づく特定任期付職員の給与改定に準じ、期末手当の支給月数を変更するため、所要の改正をしようとするものであります。
- 議案第86号 白河市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
福島県人事委員会勧告に準じ、一般職員の給与の改定など、所要の改正をしようとするものであります。
- 議案第87号 白河市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
福島県人事委員会勧告に準じ、会計年度任用職員の給与について改定するため、所要の改正をしようとするものであります。
- 議案第88号 白河市手数料条例の一部を改正する条例
戸籍法の一部改正に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料を新たに規定するなど、所要の改正を行うものであります。
- 議案第89号 令和5年度白河市一般会計補正予算（第6号）
(1) 歳入歳出予算の補正
歳入歳出補正総額は741,557千円増額となり、歳入歳出予算総額は33,994,911千円となりました。
款別補正の内訳は、次のとおりであります。
歳入については、地方交付税154,927千円、国庫支出金583,130千円、市債3,500千円をそれぞれ増額補正するものであります。
歳出については、議会費486千円、総務費39,665千円、民生費384,390千円、衛生費5,100千円、農林水産業費9,751千円、商工費159,086千円、土木費113,939千円、教育費29,140千円をそれぞれ増額補正するものであります。
歳出補正は、次のとおりであります。
職員給与関係費 70,821千円

会計年度任用職員関係費	21,916千円
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業（国補正分）	364,762千円
商工業振興対策事業	154,470千円
強い農業基盤づくり事業	4,112千円
道路改良事業（交付金）	47,258千円
県営河川砂防等事業負担金	10,000千円
宅地耐震化推進事業	48,885千円
財政調整基金積立金	19,333千円

(2) 繰越明許費の補正

翌年度に繰り越して使用することができる経費を定めるものであります。

(3) 地方債の補正

事業の変更に伴い、地方債の限度額の変更をするものであります。

議案第90号 令和5年度白河市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

歳入歳出補正総額は2,673千円増額となり、歳入歳出予算総額は5,631,373千円となりました。

款別補正の歳入については、県支出金236千円、繰入金2,437千円をそれぞれ増額補正するものであります。

歳出については、総務費2,437千円、保健事業費236千円をそれぞれ増額補正するものであります。

議案第91号 令和5年度白河市介護保険特別会計補正予算（第3号）

歳入歳出補正総額は1,671千円増額となり、歳入歳出予算総額は6,147,369千円となりました。

款別補正の歳入については、繰入金1,671千円を増額補正するものであります。

歳出については、総務費1,497千円、地域支援事業費174千円をそれぞれ増額補正するものであります。

議案第92号 令和5年度白河市水道事業会計補正予算（第2号）

(1) 業務の予定量の補正

改良費を1,062,512千円に改めるものであります。

(2) 収益的収入の補正

営業外収益41千円を増額補正し、その総額として水道事業収益1,251,906千円を予定するものであります。

(3) 収益的支出の補正

営業費用 1, 037 千円を増額補正し、その総額として水道事業費用 1, 216, 093 千円を予定するものであります。

(4) 資本的支出の補正

建設改良費 569 千円を増額補正し、その総額として資本的支出 1, 331, 117 千円を予定するものであります。

(5) 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正

予算に定めた職員給与費を 124, 283 千円に改めるものであります。

(6) 他会計からの補助金の補正

予算に定めた下水道事業会計からの補助金を 5, 297 千円に改めるものであります。

議案第 93 号 令和 5 年度白河市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)

(1) 収益的収入の補正

営業外収益 577 千円を増額補正し、その総額として下水道事業収益 2, 495, 225 千円を予定するものであります。

(2) 収益的支出の補正

営業費用 577 千円を増額補正し、その総額として下水道事業費用 2, 494, 210 千円を予定するものであります。

(3) 資本的収入の補正

他会計補助金 428 千円を増額補正し、その総額として資本的収入 1, 727, 281 千円を予定するものであります。

(4) 資本的支出の補正

建設改良費 428 千円を増額補正し、その総額として資本的支出 1, 870, 713 千円を予定するものであります。

(5) 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正

予算に定めた職員給与費を 89, 589 千円に改めるものであります。

(6) 他会計からの補助金の補正

予算に定めた一般会計からの補助金を 1, 363, 702 千円に改めるものであります。